

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（令和 2 年 3 月 6 日）

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しました。

**不利益処分の内容**

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

**不利益処分の理由となる事実**

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を 3 年以上にわたって提出しておらず、法第 42 条の規定に基づく改善命令に違反し、事業報告書等の提出を怠ったため。

**不利益処分の対象となる特定非営利活動法人**

- 1 名称 特定非営利活動法人日本ヘルスケア絆研究所  
事務所所在地 仙台市宮城野区中野字出花 111 番地  
設立認証日 平成 24 年 6 月 14 日